

体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられる。一時保護においては、治療的ケアを行う中で、こうした行動にある背景などについて、アセスメントを行い、援助指針（援助方針）へ反映し、その後の支援につなげていくことが重要な役割となる。

3 子どもの権利擁護

(1) 権利擁護

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法（職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等）に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。その際、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにしておくことも考えられる。

また、一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。具体的には、まずは職員との適切な関わりの中で意見が表明されなければならないが、子どもにとっては言いにくいこともあるため、誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる箱を用意するといった意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置、あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡すなど、子どもの意見をくみ上げる方法を探ることが考えられる。このほか、その他の相談窓口等があれば、相談先を子どもたちに提示するなどして、子どもが相談しやすい体制を整えることも考えられる。

また、退所していく子どもたちにアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることも必要である。

さらに、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましい。こうした仕組みの検討に当たっては、児童相談所の弁護士等も含めて検討することが考えられる。

(2) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どものために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動の自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

子ども（一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもを含む。）に対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体の自由を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室に置くことはできない。

行動自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和 25 年 7 月 31 日付け児発第 505 号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童福祉法と少年法の関係について」（昭和 24 年 6 月 15 日付け発児第 72 号厚生事務次官通知）による。

外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。

なお、行動自由の制限と保護者との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

（3）被措置児童等虐待の防止について

平成 20 年 12 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号）において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第 33 条の 10 で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第 33 条の 11 で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

一時保護中に暴力を受けるなどの被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できることに加え、児童相談所、児童福祉審議会等に対して通告・届出ができるなどについて、あらかじめ子どもに説明する。

一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場は温かい雰囲気で子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努める必要がある。

万一職員による身体的苦痛や人格を辱める、暴言等の精神的苦痛を与える行為、子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、支援体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

なお、被措置児童等虐待については、本ガイドラインに定めるほか、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日付け雇児福発第0331002号・障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

(4) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士で権利侵害がある場合には、あらかじめすぐに職員に相談することを伝えるとともに、すぐに対応できる体制を確保する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護をする背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意しなければならない。

(5) 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。こうした子どもに対する権利が守られた一時保護先を確保し、あらかじめ入所方法、支援方法等について協議をしておく必要がある。

ア 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども

子どもの保護ができる場を用意しておくこと、また、一時保護された子どもの食事制限や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けられるようにしておく必要がある。

イ 文化、慣習、宗教等が異なる子ども

文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどは尊重して対応しなければならない。

ウ LGBT等、性的指向又は性自認に配慮が必要な子ども

子どもが自ら知らせらず、一時保護されてから気付く場合もあり、十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護所や専用施設ではあらかじめどのように対応するかを検討してお

く必要がある。

4 一時保護の環境及び体制整備等

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

この際、一人一人の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場は、代替養育の場という性格も有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものである。そのため、一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。閉鎖的な一時保護所についても、個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すべきである。一方で、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で支援することが一時保護所の問題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- ・ 必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること
- ・ 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な支援を確保すること
- ・ 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応を行うこと

に努めることが重要である。

児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行の子どもを共同で生活させないことを理由に、非行の子どもの身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、こうした体制整備により、混合での支援等を回避し、全ての子どもに適切な支援を行うことが必要である。

また、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう里親家庭や一時保護専用

施設など一時保護の場の地域分散化などを進めることができることを望ましい。また、保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮すべきである。ただし、学校等への通学等が子どもの利益に反し、子どもが望まない場合は子どもの利益を優先して判断する。

なお、施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

また、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局长通知参照））を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努める。

さらに、一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護については、当該子どもの心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該子どものプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあっては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備する。

なお、警察の下にある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より、平成13年3月8日付け警察庁丁少発第33号通知により、各都道府県警察本部等宛てに通知されているので留意する。

5 一時保護の手続

(1) 一時保護の開始の手続

一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。

一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡を取って相談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡を取り、健康

診断等の必要な事項が円滑に行われるよう配慮する。

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましい。ただし、緊急保護の場合等子どもの安全確保等のため必要と認められる場合には保護者の同意は必須ではない。この場合にも、子どもへの説明は十分に行う必要がある。

一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。

緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師の診察を受けさせる。

身体的外傷がある子どもについては、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、記録する。

一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一時保護児童票を作成する。

- ・ 子どもの住所、氏名、年齢
- ・ 事例担当者、事例の概要
- ・ 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
- ・ 子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項（子どもの疾病やアレルギー等を含む。）
- ・ 子どもの所持物

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、一時保護を開始する理由となった具体的な事実の内容及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。

(別添1)

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意する。

(2) 一時保護の継続の手続

ア 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされており（法第33条第3項及び第4項）、子どもの最善の利益を確保する観点からその要否を検討する必要がある。継続が必要な場合としては、例えば、

- ・家庭裁判所に対し法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子ども共に納得した支援や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合
- ・子どもを里親に委託する方向で、子どもと里親の交流や関係調整を進めているが、これらの調整に更に時間が必要な場合
- ・施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、平成29年6月21日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号。以下「平成29年児童福祉法等改正法」という。）により、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされた（法第33条第5項）。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。（平成30年4月2日施行）

ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第27条第4項の場合と

同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第4章第6節1.（3）参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等の意向を書面で確認できない場合等もあることから、口頭による親権者等の意向や親権者等への説明の状況等について記録する。

親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

ウ 家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

親権者等の意に反し、かつ、法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始又は継続から2か月ごとに（一時保護開始から2か月、4か月、6か月等経過する前。ただし、申立てに対する審判が一時保護開始又は継続から2か月を超えて確定した場合は、審判が確定した日から2か月ごと。）、その2か月が経過する前に、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から2か月以内に承認を得ることができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、承認が必要であることが判明した後速やかに承認を得ることとする。

なお、家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てに当たっては、必要に応じて、児童相談所に配置等されている弁護士が主体となって、適切に対応していくこととする。

(ア) 承認の位置付け

この承認（引き続き一時保護を行った後2か月を超えて一時保護を行おうとする際の承認を含む。）は家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第238条までに基づき手続を行う。

(イ) 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

家事事件手続法第234条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

申立て後の迅速かつ適正な審理を期すため、申立てに先立って、申立予定日について家庭裁判所に連絡する。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁処理することも可能である（家事事件手続法第9条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認に関する審判を申し立てることについて、一時保護先が探しられ、子どもの連れ戻し等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁処理を求める検討する。

(ウ) 申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

a 申立書

家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）第37条第1項に基づき、申立ての趣旨及び理由を記入する。

詳細については、別添2を参考とする。

b 証拠書類

家事事件手続規則第37条第2項に基づき、申立書とともに証拠書類として、申立て事案の概要、一時保護に至った経緯、一時保護後の調査・支援の経過、子ども・保護者の状況・意向、一時保護継続の必要性等を明らかにする報告書を提出する。詳細については、別添3を参考とする。

このほか、客観的に一時保護に至った理由、引き続いての一時保護が必要な理由等を明らかにするため、事案に応じて、次のものを添付することが望ましい。

(a) 虐待等の状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記

載した写真撮影報告書) 等の資料

(b) 虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書(必要に応じてカルテ、レントゲン写真等)、意見書等

(c) 保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等

c 添付書類

添付書類として b のほか、以下の書類を添付する。

(a) 子どもの戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

(b) 親権者(子どもと別戸籍の場合)、後見人、現に監護する者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

(c) 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し

(d) 委任状(手続代理人がいる場合)

d 申立書等の提出に当たっての留意事項

(a) 申立書等の記載

申立書及び報告書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で裁判所提出資料を準備する必要がある。

(b) 記録の閲覧謄写

家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる(家事事件手続法第47条)。保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ提出資料を整理する必要がある。具体的には、報告書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること(この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。)等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、非開示の扱いを求めることが考えられる。具体的には、申立書及び報告書とは別に資料を作成し、資料ごとに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するかを

記載した「非開示の希望に関する申出書」を添付して提出する方法が考えられる。ただし、非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを決めることになるため、なお閲覧贅写の可能性がある点に注意を要する。

(エ) 引き続いての一時保護の承認の申立ての際の留意事項

2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする際に行う本申立てについては、2か月以内に家庭裁判所において審理が行われることが想定されていることから、迅速な審理を行うため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要（保護者に対して陳述の聴取が行われること等）について説明を行うことが望ましい。また、迅速な審理を行うため、申立ての時点で、家庭裁判所が判断するため必要な資料を提出することが求められる。その上でもなお、家庭裁判所から追加資料の求めがあった際には、できる限り速やかに対応する必要がある。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、一時保護開始から2か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、児童相談所長又は都道府県知事等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるとき（2か月経過前に申立てをしたが、審判がなされていない場合、児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2週間）が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、当該一時保護の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該一時保護を継続することができる（法第33条第6項）。

なお、承認の審判が出された場合、次の2か月はこの承認の審判の確定日から起算する（法第33条第7項）。

(オ) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い

家庭裁判所において申立てを却下する審判（引き続いての一時保護を認めない判断）が出されたケースであっても、やむを得ない事情があるとき（この却下の審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまで

の間) 又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間(却下の審判の告知を受けた日から2週間)が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき)は、引き続き当該一時保護を継続することができる(法第33条第6項ただし書)。ただし、確定していない下級審の審判とはいへ一時保護の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、継続の要否については慎重に検討する必要がある。

(3) 一時保護の解除

子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する。

一時保護から家庭復帰する子どもに対しては、一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。この場合、一時保護中から、子どもの意向、子どもが家庭復帰するために必要な連携を保護者が十分理解出来るように説明するなどの働きかけ、保護者の家庭における養育環境や状況の改善を図りつつ、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当である。

一時保護から里親委託や施設入所等へと移行する子どもに対しては、子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、こうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧な支援が必要となる。また、里親や施設等に対し、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な情報を積極的に共有する必要がある。

家出した子ども等を一時保護した場合、家出した背景要因を子ども本人から適切に聞き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者による虐待がないこと等が確認され、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡す。

なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりである。

移送に当たって旅客鉄道株式会社(JR)、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の旅客営業規

則等を参照する。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

ア 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第33条の2第1項）。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権行使する権限を有する者がない場合及び行方不明である場合などの事実上親権行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法（明治29年法律第89号）第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、「児童相談所運営指針」第4章第9節の3. (4) を参照する。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ・ 子どもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・ 子どもに医療行為（精神科医療を含む。）が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・ 子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

イ 親権者等のある子どもの場合

(ア) 児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置を探ることができることとされ、この場合も、子どもの親権者等は、児童相談所長の探る措置を不当に妨げてはならないこととされている（法第33条の2第3項）。

この規定については、里親に委託されている子どもや児童福祉施設に入所中の子どもについては、里親や施設長が保護中の子どもの監護、教育及び懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置を探ことができることとされており（法第47条第2項）、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置を探ることが可能であると考えられ

たが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成23年6月3日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）による法の改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らが採る監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置を探ることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

（イ）子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても採ることができることとされている（法第33条の2第4項）。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意する。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らが採る監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置を探ることができる。

また、親権者等の意に反した措置を採る場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

（5）子どもに関する面会、電話、文書等への対応

一時保護中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から個別的な方針の下に行う必要がある。

保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権者等の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 36 年 6 月 30 日付け児発第 158 号厚生事務次官通達））。

また、一時保護が行われている場合において、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 12 条の規定により児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされている。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な支援が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。

さらに、平成 29 年児童福祉法等改正法において、児童虐待防止法第 12 条の 4 の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかいの禁止を命令できるものとされた。（平成 30 年 4 月 2 日施行）

このため、子どもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討する。

児童虐待防止法第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかか

わらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めるごと、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、児童虐待防止法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

(6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

ア 子どもの所持物

一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられるが、子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮する。

児童相談所長が警察署長に子どもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。

盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続が規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。特に、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮する。また、子どもが所持する必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。

所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ち

に警察に連絡する。

日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

イ 所持物の保管

子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。

法第33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第2項）。

所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物（身の回り品等）については一時保護部門で保管することが適当である。

腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる（法第33条の2の2第2項）。

ウ 所持物の返還

(ア) 子ども等に対する返還

保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還する。

子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

返還の際には受領書を徴する。

(イ) 返還請求権者に対する返還

保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければならない（法第33条の2の2第3項）。

なお、アで記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあることから、警察と協議の上、返還を決定する。

また、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行う。

正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

(ウ) 返還請求権者不明等の場合の手続

請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができ

ないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない（法第33条の2の2第4項）。

公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する（法第33条の2の2第5項）。

エ 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

- ・ 子どもの所有物は、子どもの身柄と共に移管する。
- ・ 公告した物は移管しない。
- ・ 子どもの所有に属しない物でいまだ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

オ 子どもの遺留物の処分

(ア) 子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人（以下「遺留物受領人」という。）に交付しなければならない（法第33条の3）。

(イ) 処分の方法

遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、全てこれを遺留物受領人に交付する。

遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

カ 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本ガイドラインのほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱い要領を都道府県等で定めることが適当である。

(7) その他留意事項

一時保護した子どもに対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、法の趣旨を踏まえ、子どもに与える影響に鑑み子どもの心身の負担が過重なものとならないよう、子どもや保護者の意向を確認し、当該子どもの心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力する。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行う。

III 一時保護所の運営

1 運営の基本的考え方

一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。

家庭的環境等の中で束縛感を与えることなく、子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護をする背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合遭遇」の弊害の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。

なお、一時保護所の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用する。

一時保護所は児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 35 条）。

なお、職員配置については、同基準と同等以上とすることが望ましい。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）第 9 条の 3 において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第 14 条の 3 において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。

一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時や入所中の調査、診断、支援等については、他の各部門との十分な連携の下に行う。

他の各部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活を共にすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

2 入所時の手続

一時保護の開始に当たっては、子どもの権利擁護の観点から、子どもへのしおり等に子どもの権利について明記することや、子どもの権利ノートを配布することにより、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明する。

担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。

子どもの所持物の取扱いについては、IIの5(6)を参照する。

子どもの健康診断等の取扱いについては、IIの5(1)を参照する。

3 子どもの観察

担当者は、援助指針（援助方針）を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

4 保護の内容

(1) 一時保護所における生活

一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、子ども一人一人に合った支援を行う。

一日の過ごし方の例として、学齢児に対しては学習支援、未就学児に対しては保育を行う。スポーツ等レクリエーションのプログラムを組んだり、自由遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供する。また、夜尿等特別な支援や治療的ケアを必要とする子どもへの対応等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムを作り対応する。

(2) 生活面のケア

生活面のケアは、個々の子どもの状態に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行うが、子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身につくように支援することが重要である。

幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

無断外出等の問題を有する子どもに対しては、その背景要因を丁寧に探り、その子どもが抱える問題解決を最優先にした上で、子どもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行う。

(3) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。なお、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。

(4) 食事（間食を含む。）

一時保護所は他の施設と異なり、子どもの入退所が多いので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好にも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、温かい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行う。

食物アレルギー等については、アセスメントができていない子どもが突然入所することもあるため、特に配慮を要する。

栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

(5) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

(6) 教育・学習支援

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身についていない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した

支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図る。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努める。

(7) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもについては、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、支援の内容を決定することが必要である。

5 安全対策

火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

6 無断外出への対応

一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。

一時保護中の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り捜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、元の児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

7 観察会議等

職員は業務引継ぎを適切に行い、その担当する子どもの状況について十分把握する。

原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの行動観察結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。

なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

8 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもとの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活面のケア等についても十分な連携を行う。

IV 委託一時保護

1 委託一時保護の考え方

乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。

学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、施設を選択することが必要である。

このほか、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくることが著しく困難な場合
- ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行う

ことが適当でないと判断される児童の場合

- ・自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ・非行、心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などにより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ・これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
- ・現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもであって、里親等や他の種類の児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ・その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第28条第1項又は第33条の7の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、里親等、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託する。

2 委託一時保護の手続等

（1）委託一時保護の手続

委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。

委託期間については、一時保護の原則として必要最小限度の期間とし、一時保護所に入所する場合と同様に、定期的にその必要性を確認するとともに速やかに他の支援等を行う。

委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、委託一時保護決裁簿を備え付け、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。委託先に対しては、上記通知のほか、一時保護が必要な理由、委託が必要な理由、子どもへの説明内容と子どもの意向、子どもの性格や特性、親子関係、同年齢の子どもとの関係など、十分な情報提供を行